



供する。本件プログラムは実行すると、実行者のコンピュータのIPアドレス、ユーザーエージェント情報（以下「IPアドレス等」という。）が当社に送信されるという仕組みになっている。

②顧客は本件プログラムを重要データとともに保存しておく。

③顧客がサイバー攻撃を受けて重要データ及び本件プログラムが持ち出される。

④サイバー攻撃者が重要ファイルと誤認して本件プログラムを実行する（ファイルを開く）と、本件プログラムを開いた環境（同一フォルダ内）にある他のファイルの名称及びサイバー攻撃者のIPアドレス等が当社に送信される。これにより、サイバー攻撃を検知し、攻撃を受けた（持ち出された）重要データを特定することが可能となる。

⑤また、当社は受信したIPアドレス等の確かさ、すなわち攻撃者のものであるかを精査し、当該IPアドレス等を顧客に送信する。

⑥顧客は、当該IPアドレス等を捜査機関に提供することができ、攻撃者の特定が容易になる。

### （3）新事業活動を実施する場所

日本国内でサービスを提供することを予定している。

## 4. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の実施時期

半年から1年以内に事業を開始する予定である。

## 5. 解釈及び適用の有無の確認を求める規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定 不正アクセス行為の禁止等に関する法律

（定義）

第二条 1～3（略）

4 この法律において「不正アクセス行為」とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

一 略

二 アクセス制御機能を有する特定電子計算機に電気通信回線を通じて当該アクセス制御機能による特定利用の制限を免れることができる情報（識別符号であるものを除く。）又は指令を入力して当該特定電子計算機を作動させ、その制限されている特定利用をし得る状態にさせる行為（当該アクセス制御機能を付加したアクセス管理者がするもの及び当該アクセス管理者の承諾を得てするものを除く。次号において同じ。）

三 電気通信回線を介して接続された他の特定電子計算機が有するアクセス制御機能によりその特定利用を制限されている特定電子計算機に電気通信回線を通じてその制限を免れることができる情報又は指令を入力して当該特定電子計算機を作動させ、その制限されている特定利用をし得る状態にさせる行為

## 6. 具体的な確認事項並びに規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定の解釈及び当該規定の適用の有無についての見解

・具体的な確認事項

本照会書3.（2）記載の当社の新事業活動における当社が本件プログラムを作成する行為及び顧客が自らの電子計算機に本件プログラムを保存する行為が、不正アクセス行為の禁止等に関する法律第2条第4項第2号に規定する「アクセス制御機能を有する特定電子計算機に電気通信回線を通じて当該アクセス制御機能による特定利用の制限を免れることができる情報（識別符号であるものを除く。）又は指令を入力して当該特定電子計算機を作動させ、その制限されている特定利用をし得る状態にさせる行為（当該アクセス制御機能を付加したアクセス管理者がするもの及び当該アクセス管理者の承諾を得てするものを除く。次号において同じ。）」及び同項第3号に規定する「電気通信回線を介して接続された他の特定電子計算機が有するアクセス制御機能によりその特定利用を制限されている特定電子計算機に電気通信回線を通じてその制限を免れることができる情報又は指令を入力して当該特定電子計算機を作動させ、その制限されている特定利用をし得る状態にさせる行為」に該当しないことを確認したい。

・当社の見解

(1) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律第2条第4項第2号第3号は特定利用〔同法2条1項に定義される「電気通信回線に接続している電子計算機・・・の利用」をいう。〕の制限を免れることができる指令を入力することを要件としている。

(2) 本件プログラムは、実行された場合に、実行者の電子計算機に対し、当該電子計算機のIPアドレス等を当社に送信させる指令を入力するものであり、電子計算機の利用の制限を免れることができる指令を入力するものではない。

(3) したがって、本件プログラムの作成、保存させる行為が、不正アクセス行為の禁止等に関する法律第2条第4項第2号に規定する「アクセス制御機能を有する特定電子計算機に電気通信回線を通じて当該アクセス制御機能による特定利用の制限を免れることができる情報（識別符号であるものを除く。）又は指令を入力して当該特定電子計算機を作動させ、その制限されている特定利用をし得る状態にさせる行為（当該アクセス制御機能を付加したアクセス管理者がするもの及び当該アクセス管理者の承諾を得てするものを除く。次号において同じ。）」及び同項第3号に規定する「電気通信回線を介して接続された他の特定電子計算機が有するアクセス制御機能によりその特定利用を制限されている特定電子計算機に電気通信回線を通じてその制限を免れることができる情報又は指令を入力して当該特定電子計算機を作動させ、その制限されている特定利用をし得る状態にさせる行為」に該当しない。

7. その他

(備考)

1. 主務大臣の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。
2. 「関連する事業活動」に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定の解釈並びに当該事業活動に対する当該規定の適用の有無について確認を求める必要がない場合にあっては、「及びこれに関連する事業活動」の文字を抹消する。
3. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(記載要領)

1. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の目標  
新事業活動及びこれに関連する事業活動に係る事業の目標（新事業活動及びこれに関連する事業活動を行おうとする背景となる事情及びそれにより目指す事業の方向性）を要約的に記載する。
2. 新事業活動及びこれに関連する事業活動により生産性の向上又は新たな需要の獲得が見込まれる理由  
新事業活動及びこれに関連する事業活動を実施することにより、生産性の向上（資源生産性の向上を含む。）又は新たな需要の獲得が見込まれることを要約的に記載する。
3. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の内容
  - (1) 新事業活動及びこれに関連する事業活動に係る事業の実施主体を記載する。
  - (2) 新事業活動及びこれに関連する事業活動に係る事業の概要を記載する。
  - (3) 新事業活動及びこれに関連する事業活動を行う場所の住所を記載する。
4. 具体的な確認事項並びに規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定の解釈及び当該規定の適用の有無についての見解には、新事業活動等に関する法令の適用関係についての自己の見解を記載する。